

セブン-イレブン・フランチャ

オーナー労組が今

実態的には「労働者」

団交を通じて対等な立場へ

発足予定の労組の名称は「セブン-イレブン加盟店ユニオン」(池原匠英組合長)。同日、初当選以来この問題に取り組んでいる姫井由美子参議院議員所屬の民主黨本部内で開催した勉強会の場で意見を固めた。懇談も兼ねた会場では「商品価格や営業時間も自由に決められないのに、契約打ち切りが怖くて言えない」など、本部に対する不満の声が上がった。

そもそもフランチャイズ契約とは、フランチャイザー(コンビニ本部)がフランチャイジー(加盟店)に自己の商標やトレードマークなどの使用を許可し、①統一システムの中で事業のノウハウを許可、経営を統制・指導・援助し、同一メーシの下で商品販売などの権利を与えるもの。そして②見返りにフランチャイジーからフランチャイザーにロイヤリティーなどの名目で対価を支払う継続的な関係をいう。

基本は、本部と加盟店の独立・対等な契約関係であり、たとえは同社の社史でも「直営店の従業員とは違い、オーナーの独立性は尊重されなければならない。できるの

様の販売制限を行うケースがあるようだ。地方の某オーナーは「冠婚葬祭時でさえ本部の指示なしに店も閉められず、勝手にに休めば罰金が科され、法外な違約金を払わされることもある」とした。

年中無休が売りであるが、オーナー夫婦のみで24時間を切り盛りするケースも珍しくなく、ロイヤリティー支払い後の2人合わせた平均年収は手取り300万~400万円との試算もある。アルバイトも雇えず、経済苦と過労が重なって自殺に追い込まれた例も少なくない。

春闘に「連合は必要」

高木会長 役割分担を明確にし

連合は6月2日、東京成組職内の声に対し、私見の形で釘を刺した。労働運動とは本来、産業や業種を問わず労働者が一丸になって同一の要求を同時期に掲げ、企業からの回答も同時に引き出す形で横並びの影響力を行使するもの。

しかし、企業別の形態が特徴の一つである日本の労働組合の場合、売上げなどの業績が企業ごとに違つたため、産業や業種を括った横断的要求を組みにくいのが実態。とくに近年、労働条件の個別化が進んでおり、連合方針も現場レベルでは現実的ではないとの声もある。

こうした状況を背景に「要求水準の決定は産別や単組に任せるべき」「ナショナルセンターの関与は不必要、あるいは最小限でよく、産別・単組主体でよい」との意見が現実には上がっている。「連合結成20周年」を今秋に控えていることもあり、「議論のチャンス」との機運が高まっている。

部内で初会合開く
路面物流全臨
運輸労働土屋西世中
中央執行委員長と交通労働山口浩一中央執行委員長(呼びかけ)で発足した「物流路面」の産業政策に関する連絡会議の初会合が6月8日、東京都内で開かれた。



アコムユニオン 中央執行書記長 舘 隆一

「ユニ協定」めざし活動を展開

段階まで施行、罰則も強化された。最終的には、年収の3分の1を超える貸付を原則禁止とする総額規制等が導入される。改正法に対応するため、金利引下げや厳格な審査が必要となり、

段階まで施行、罰則も強化された。最終的には、年収の3分の1を超える貸付を原則禁止とする総額規制等が導入される。改正法に対応するため、金利引下げや厳格な審査が必要となり、



「優しいヤシ金」も増加中とのことだ。

平成17年以降、給与規程改正や希望退職、組織変更等があり、平成20年12月には、三菱UFJフィナンシャルグループの子会社となったアコム。グループの再編も行われており、今年5月1日には、DCキャッシュワンを統合している。

こうしたなか、アコムユニオンの組織拡大も順調に進み、平成18年12月には大阪支部を結成、翌年10月には横浜支部を結成した。現在、当面の目標であるユニオンショップ協定締結をめざしているところだ。

激減、業界の淘汰・再編が進んでいる。多重債務問題の解決が目的のグレンジー金利の廃止や、規制強化が盛り込まれた改正貸金業法の成立も影響している。

4段階に分けて施行される改正貸金業法はすでに27.8業者にまで

連合率下の「トラック事業」関係労組をひとつにまとめた政策立案機関の位置付けで、長時間労働の改善や関係税制のあり方などについて議論、国会や行政に提言する。当日は、トラック業界に明るくない対象産別の代表者が集まったため、流通経済大学法学部の野尻明樹教授が業界の動向などについて講演した。